

企業立地奨励制度のご案内

※4月1日からの制度のご案内です。
3月31日までは従前の制度でのご案内となります。

令和3年4月1日施行

★必ず、事前にお問い合わせください。

問合せ先：成田市経済部商工課 電話0476(20)1622

～奨励金の対象要件及び補助額～

種 目	対象区域	要 件		補 助 額	補助期間
誘 致 奨励金 (新設)	市内全域 (豊住・野毛平・大栄 工業団地・成田新産業 パークを除く)	新たに 工場又は事 業所を新設 (※1※2)	投下固定資産額が1 億円(中小企業者は 5千万円)以上かつ 常用雇用者数が10 人以上	対象施設の 土地、家屋及 び償却資産 に係る固定 資産税(都市 計画税含む) 納税に相当 する金額を 限度	5年間 (※3)
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地 成田新産業パーク	新たに 工場又は事 業所を新設 (※1)			
雇 用 奨励金 (新設)	市内全域 (豊住・野毛平・大栄 工業団地・成田新産業 パークを除く)	新たに本社を立地し、常用雇用者数 が50人以上(中小企業者は25人 以上)		市内在住正 規雇用者1 人当たり10 万円(市内在 住非正規雇 用者1人当 たり5万円)	5年間 (※4)
再投資 奨励金 (増設)	市内全域 (豊住・野毛平・大栄 工業団地・成田新産業 パークを除く)	工場又は事 業所を増設 (※1※2)	投下固定資産額 10 億円(中小企業者に あっては増設に係る 操業開始日から起算 して3年を経過する 日までに1.5億円) 以上 常用雇用者数維持す ること 市内において5年以 上操業していること	対象施設の 土地、家屋及 び償却資産 に係る固定 資産税(都市 計画税含む) 納税に相当 する金額を 限度	3年間 (※5)
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地 成田新産業パーク	工場又は事 業所を増設 (※1)			

- ※1 大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象業種を除く。
- ※2 事業所は対象業種に限る。(次項参照)
- ※3 工場等が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年間。
- ※4 本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して5年間。
2年目以降は、市民常用雇用者が増加した分に対して支給。
- ※5 工場等が再投資完了後、操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間。

成田市経済部商工課
電話 0476(20)1622
<http://www.city.narita.chiba.jp>

■誘致奨励金

☆事業者指定について☆

誘致奨励金の指定事業者の指定を受けようとするには、次の①～④の要件に該当する必要があります。

①市内に工場及び事業所を有しない者が、次の(1)(2)いずれかの区域に工場又は事業所（以下「工場等」という。）を新設すること。

(1) 豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パーク

(2) 豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パークを除く市内全域。ただし、事業所は次に掲げる業種に限る。

- ・農業（環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設に限る。）
- ・通信業（その他の固定電気通信業に限る。）
- ・情報サービス業
- ・インターネット附随サービス業
- ・道路貨物運送業
- ・倉庫業
- ・運輸に附帯するサービス業（貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）、こん包業、通関業）
- ・飲食料品卸売業
- ・医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む。）
- ・医薬品卸売業及び医療用品卸売業
- ・学術・開発研究機関（自然科学研究所に限る。）
- ・宿泊業（旅館、ホテルに限る。）
- ・職員教育施設・支援業

②投下固定資産額が1億円（中小企業者は5千万円）以上、かつ、常用雇用者数が10人以上の工場等であること。

③法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。

④市税等を完納していること。

※工場とは、

物の生産又は加工を行う施設で統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次号において「産業分類」という。）の大分類E—製造業に属する事業の用に供するものをいいます。

※事業所とは、

産業分類に規定する事業の用に供する施設をいいます。ただし、次のア～ウに掲げる施設は除きます。

ア 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗における小売業の用に供する施設

イ 不動産賃貸業の用に供する施設

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する施設

※新設とは

市内に工場及び事業所を有しない者が市内に新たに工場又は事業所を設置することをいいます。

※常用雇用者とは、

工場又は事業所において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいいます。請負・派遣は含みません。

※中小企業者とは

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2条第3項に規定する中小企業者をいいます。

◇奨励金について

1. 奨励金の額

誘致奨励金は、工場等の新設に伴う土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額(当該工場等が市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)に所在する場合にあっては、当該工場等の土地及び家屋に係る都市計画法納税に相当する金額を含む。)を限度として交付しません。

2. 奨励金の交付対象期間

誘致奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場等が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して5年間とします。

3. 市税等の納入

誘致奨励金は、当該年度の市税等(本市に納入すべき市税、使用料その他の公課(新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するものにあつては、当該子会社等が本市に納入すべき市税、使用料その他の公課を含む。)をいう。以下同じ。)を完納後に交付します。

当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の誘致奨励金は交付しません。

事業者指定申請 (事業者→市)

○工場等の操業を開始する予定の日の30日前までに「誘致奨励金指定事業者指定申請書」により、市(商工課)に申請

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 雇用計画書
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書
- (5) 工場等の土地の位置図並びに建物及び償却資産の配置図
- (6) 工場等の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書
- (7) 工場等の土地及び建物の登記事項証明書
- (8) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業者の指定 (市→事業者)

○申請内容を審査し、適当と認める時は「指定事業者(誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金)指定通知書」により、事業者に通知

☆指定事業者の指定以降の流れ☆

操業開始届 (事業者→市)

○操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市(商工課)に届出

誘致奨励金交付申請（事業者→市）

○操業を開始した翌年の4月1日以降、市税等完納後に「誘致奨励金交付申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 投下固定資産額に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書並びに固定資産の課税明細書の写し
- (2) 指定事業者に係る市税等の納付状況を確認できる書類
- (3) 工場等の常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (4) 工場等の常用雇用者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項に規定する雇用保険被保険者証（以下「雇用保険被保険者証」という。）の写し
- (5) 工場等の常用雇用者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿（以下「労働者名簿」という。）の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

交付決定（市→事業者）

○交付の可否を決定し、その結果を「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付決定・却下通知書」により、事業者に通知

交付の請求（事業者→市）

○交付決定を受けた事業者は、「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付請求書」により、市（商工課）に請求

その他（事業者→市）

○地位の承継

相続、合併、分割その他の理由により指定事業者としての地位を承継するものは、「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金地位承継届出書」により速やかに届出

※添付書類

- (1) 地位の承継の事実を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

○操業の廃止等

操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に「操業（廃止・休止）届出書」により届出

○指定事業者の取消し

以下の場合、指定事業者の指定を取り消し、又は奨励金の交付を停止します。この場合、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることがあります。

- ・指定事業者の要件を満たさなくなった時
（雇用者要件、公害等の発生防止要件、市税等の完納要件）
- ・工場等の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき
- ・虚偽その他不正の行為により指定を受けたとき
- ・市長が特に必要があると認めるとき

■雇用奨励金

☆事業者指定について☆

雇用奨励金の交付を受けようとするには、次の①～③の要件に該当する必要があります。

- ①市内に新たに本社を設置し、本社操業開始時に常用雇用者を50人以上（中小企業者は25人以上）雇用していること。
- ②法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。
- ③市税等を完納していること。

※市内に本社を新設する場合、既に市内に支社等があっても適用の対象となります。ただし、既存の支社を本社に変更した場合は該当しません。

※常用雇用者は、工場又は事業所において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいいます。請負・派遣は含みません。

◇奨励金について

1. 奨励金の額

雇用奨励金は、交付対象となる常用雇用者の数をもとに所定の算定方法により算出します。（正規雇用者1人当たり10万円、非正規雇用者1人当たり5万円）

なお、交付対象となる常用雇用者は、市内に1年以上継続して居住し、かつ住民登録があり、1年以上継続して本社に雇用されている常用雇用者です。

2. 奨励金の交付対象期間

雇用奨励金の交付の対象となる期間は、本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して5年間とします。

3. 市税等の納入

雇用奨励金は、当該年度の市税等（本市に納入すべき市税、使用料その他の公課（新設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するものにあつては、当該子会社等が本市に納入すべき市税、使用料その他の公課を含む。）をいう。以下同じ。）を完納後に交付します。

当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の雇用奨励金は交付しません。

事業者指定申請（事業者→市）

- 本社の操業を開始する日前までに「雇用奨励金指定事業者指定申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 雇用計画書
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書
- (5) 本社の位置図及び配置図

- (6) 本社の土地及び建物の賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (7) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業者の指定 (市→事業者)

- 申請内容を審査し、適当と認める時は「指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金）指定通知書」により、事業者へ通知

☆指定事業者の指定以降の流れ☆

操業開始届 (事業者→市)

- 操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市（商工課）へ届出

雇用奨励金交付申請 (事業者→市)

- 操業を開始した日から1年を経過した日以降、市税等完納後に「雇用奨励金交付申請書」により、市（商工課）へ申請

※添付書類

- (1) 本社の常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (2) 本社の常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し
- (3) 本社の常用雇用者に係る労働者名簿の写し
- (4) 指定事業者に係る市税等の納付状況を確認できる書類
- (5) 市民常用雇用者の住民票の写し
- (6) 市民常用雇用者に係る雇用契約書の写し
- (7) 市民常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し
- (8) 市民常用雇用者に係る労働者名簿の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

交付決定 (市→事業者)

- 交付の可否を決定し、その結果を「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付決定・却下通知書」により、事業者へ通知

交付の請求 (事業者→市)

- 交付決定を受けた事業者は、「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付請求書」により、市（商工課）へ請求

その他 (事業者→市)

○地位の承継

相続、合併、分割その他の理由により指定事業者としての地位を承継するものは、「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金地位承継届出書」により速やかに届出

※添付書類

- (1) 地位の承継の事実を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

○操業の廃止等

操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に「操業（廃止・休止）届出書」により届出

○指定事業者の取消し

以下の場合、指定事業者の指定を取り消し、又は奨励金の交付を停止します。
この場合、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることがあります。

- 指定事業者の要件を満たさなくなった時
（雇用者要件、公害等の発生防止要件、市税等の完納要件）
- 本社の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき
- 虚偽その他不正の行為により指定を受けたとき
- 市長が特に必要があると認めるとき

■再投資奨励金

☆事業者指定について☆

再投資奨励金の指定事業者の指定を受けようとするには、次の①～⑤の要件に該当する必要があります。

①次の(1)(2)いずれかの区域の工場又は事業所(以下「工場等」という。)を増設すること。

(1) 豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パーク

(2) 豊住工業団地、野毛平工業団地、大栄工業団地、成田新産業パークを除く市内全域。 **ただし、事業所は次に掲げる業種に限る。**

- ・農業(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年生産又は計画生産が可能な栽培施設に限る。)
- ・通信業(その他の固定電気通信業に限る。)
- ・情報サービス業
- ・インターネット附随サービス業
- ・道路貨物運送業
- ・倉庫業
- ・運輸に附帯するサービス業(貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、こん包業、通関業)
- ・飲食料品卸売業
- ・医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む。)
- ・医薬品卸売業及び医療用品卸売業
- ・学術・開発研究機関(自然科学研究所に限る。)
- ・宿泊業(旅館、ホテルに限る。)
- ・職員教育施設・支援業

②増設に伴う投下固定資産額が10億円(中小企業者は増設に係る操業開始日から起算して3年を経過する日までに1億5千万円)以上、かつ、常用雇用者数を維持すること。

③市内で5年以上操業していること。

④法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた事業所であること。

⑤市税等を完納していること。

※工場とは、

物の生産又は加工を行う施設で統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(次号において「産業分類」という。)の大分類E—製造業に属する事業の用に供するものをいいます。

※事業所とは、

産業分類に規定する事業の用に供する施設をいいます。ただし、次のア～ウに掲げる施設は除きます。

ア 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗における小売業の用に供する施設

イ 不動産賃貸業の用に供する施設

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する施設

※増設とは、

市内に工場等を有する者が生産性の向上等を図るため、当該工場等の他に工場等を新築し、若しくは当該工場等を増築し、若しくは改築し、又は償却資産を取得することをいいます。

※常用雇用者とは、

工場又は事業所において雇用される雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者をいいます。請負・派遣は含みません。

※中小企業者とは

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する中小企業者をいいます。

◇奨励金について

1. 奨励金の額

再投資奨励金は、増設に伴う工場等の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税納税に相当する金額（当該工場等が市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。）に所在する場合にあっては、当該工場等の土地及び家屋に係る都市計画税納税に相当する金額を含む。）を限度として交付します。

2. 奨励金の交付対象期間

再投資奨励金の交付の対象となる期間は、増設に伴う工場等が操業を開始した日（中小企業者にあっては、増設に伴う工場等に係る投下固定資産額が 1 億 5 千万円以上に達した日以後において、当該工場等が操業を開始した日。）の翌年の 4 月 1 日から起算して 3 年間とします。

3. 市税等の納入

再投資奨励金は、当該年度の市税等（本市に納入すべき市税、使用料その他の公課（増設をしたもので事業を営むものと子会社等の関係を有するものにあっては、当該子会社等が本市に納入すべき市税、使用料その他の公課を含む。）をいう。以下同じ。）を完納後に交付します。

当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の誘致奨励金は交付しません。

事業者指定申請（事業者→市）

○工場等の増設に着手する日までに「再投資奨励金指定事業者指定申請書」により、市（商工課）に申請

※添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 雇用計画書
- (3) 法人の登記事項証明書及び定款
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の決算書
- (5) 工場等の土地の位置図並びに建物及び償却資産の配置図
- (6) 工場等の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書
- (7) 工場等の土地及び建物の登記事項証明書
申請時点のもの。再投資完了後に登記を行い、速やかに提出してください。
- (8) 市税等の納付状況を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

中小企業の場合

(6)について、未契約のもの（操業開始後に着手する工事等）については見積書でも可とする。契約後、速やかに提出すること。変更がある場合には指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金）申請事項変更届出書（別記第 5 号様式）を提出してください。

事業者の指定（市→事業者）

- 申請内容を審査し、適当と認める時は「指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金）指定通知書」により、事業者に通知

☆指定事業者の指定以降の流れ☆

操業開始届（事業者→市）

- 操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市（商工課）に届出
- ※再投資奨励金指定事業者指定申請時から変更がある場合は、事前に指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金）申請事項変更届出書（別記第5号様式）を提出してください。
- ※指定事業者が中小企業者で、増設に伴う操業開始日において、増設に伴う投下固定資産額が1億5千万円に達しない場合、増設に伴う工場等が操業を開始した日から起算して3年を経過する日までが再投資奨励金の対象期間となることから、再投資完了後の操業開始届の提出が必要になります。

再投資完了後の操業開始届（事業者→市）

- 再投資完了後の操業を開始した日から30日以内に「操業開始届出書」により、市（商工課）に届出
- ※再投資奨励金指定事業者指定申請時から変更がある場合は、事前に指定事業者（誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金）申請事項変更届出書（別記第5号様式）を提出してください。

再投資奨励金交付申請（事業者→市）

- 再投資完了後の操業を開始した翌年の4月1日以降、市税等完納後に「再投資奨励金交付申請書」により、市（商工課）に申請
- ※添付書類
 - (1) 投下固定資産額に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書並びに固定資産の課税明細書の写し
 - (2) 工場等の常用雇用者に係る雇用契約書の写し
 - (3) 工場等の常用雇用者に係る雇用保険被保険者証の写し
 - (4) 工場等の常用雇用者に係る労働者名簿の写し
 - (5) 指定事業者に係る市税等の納付状況を確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類

交付決定（市→事業者）

- 交付の可否を決定し、その結果を「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付決定・却下通知書」により、事業者に通知

交付の請求（事業者→市）

- 交付決定を受けた事業者は、「誘致奨励金・雇用奨励金・再投資奨励金交付請求書」により、市（商工課）に請求

その他（事業者→市）

○地位の承継

相続、合併、分割その他の理由により指定事業者としての地位を承継するものは、
「誘致奨励金・雇用奨励地・再投資奨励金位承継届出書」により速やかに届出

※添付書類

- (1) 地位の承継の事実を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

○操業の廃止等

操業を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から10日以内に「操業（廃止・休止）届出書」により届出

○指定事業者の取消し

以下の場合、指定事業者の指定を取り消し、又は奨励金の交付を停止します。
この場合、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることがあります。

- ・ 指定事業者の要件を満たさなくなった時
（雇用者要件、公害等の発生防止要件、市税等の完納要件）
- ・ 工場等の操業が廃止され、若しくは休止されたとき又は廃止若しくは休止の状況にあるとき
- ・ 虚偽その他不正の行為により指定を受けたとき
- ・ 市長が特に必要があると認めるとき

～ 事業者の皆様へ～

成田市の地球温暖化対策にご協力をお願いいたします

①「ゼロカーボンシティ」宣言

市では、2020年（令和2）年11月25日の記者会見において、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を将来世代につなげるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。



ゼロカーボンシティ宣言

～持続可能で地球環境にやさしく生涯を完結できるまちづくりに向けて～

近年、世界各地で地球温暖化が一因とみられる異常気象による災害が増加しております。

我が国においても猛暑、集中豪雨等の気象災害が多く発生しており、「令和元年房総半島台風」では、本市においても家屋の損壊、倒木、長期間の停電など市民生活や経済活動に大きな被害を受けました。

このような気候変動は、災害だけでなく、自然環境・生態系の劣化や健康リスクの増加など、将来世代にわたる影響が強く懸念され、もはやすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」「気候非常事態」とも言われています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、気象災害のリスクなどが更に高まることが予想されております。

2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書においては、「気温上昇を1.5度に抑えるため、2050年までにCO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにする必要がある」ことが示されました。

本市においても、将来都市像として掲げている「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」の実現に向け、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、市民・事業者との協働により地球温暖化対策を進め、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。

- ① 脱炭素社会に向けて、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を推進します。
- ② 経済と環境の好循環をつくり出し、地域の成長とともに豊かな自然環境の保全を図ります。
- ③ リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、循環型社会の構築を目指します。



令和2年11月25日

成田市長

小泉一成

②成田市地球環境保全協定

市では、温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と協定を締結し、協働して環境保全活動を実施していくため、「成田市地球環境保全協定実施要綱」を制定し、平成25年4月1日から運用を開始しております。

成田市地球環境保全協定

～地球環境にやさしい取り組みをはじめよう～

☆☆目的☆☆

成田市地球環境保全協定は、事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的としています。

この協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく、事業者が自主的に行動していただくことを目指した紳士協定です。

☆☆対象☆☆

市内に事業所があり、そこで事業活動を行っている事業者が対象です。

☆☆実施内容☆☆

協定書に定める環境保全策に取り組むとともに、エネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年、市に報告していただきます。

☆☆取り組む環境保全策の例☆☆



協定のしくみ

事業者

- ・協定や環境保全内容の相談
- ・協定内容の決定・申出書の提出
- ・環境保全の計画・目標・達成状況・改善点などを毎年報告

成田市

協定の締結



- ・環境保全に関する計画などへのアドバイス
- ・環境保全に関する情報の提供等

取り組みの効果

協定を締結していただいた事業者については市のホームページなどで公表させていただきます。

<社会全体として>

- ・地球温暖化の防止等の地球環境保全に貢献します。

<事業所として>

- ・環境保全への対応力が強化され、競争力の向上や経費のコストダウンに寄与します。
- ・取引関係先、顧客などへの信頼性やイメージの向上が図られます。

※その他、市の制度融資(環境経営支援資金)を受けることができますようになります(別途融資に関する条件や審査等があります)。



「成田市地球環境保全協定」についてのお問い合わせ
成田市環境計画課計画係
TEL : 0476-20-1533 FAX : 0476-22-4449
E-mail : kankei@city.narita.chiba.jp